【ご意見等】①永見議員の一般質問について(R3.3.2 受付)

②本日送ったメールについて(R3.3.2 受付)

①今回の永見議員の一般質問について、発言の中で個別業者の一方的な意見だけを あたかも事実のように発言されています。

デマンドタクシーを運行している事業に確認せずに事実と異なることは名誉棄 損に該当します。

事実をきちんと把握し、発言の撤回、訂正を依頼します。

②本日、永見議員の事実と異なる発言について修正・訂正を依頼しましたがその後 どうなったのか書面での回答がありません。このなんでもメールは受け取るだけですか? 回答は書面ではされないのですか?

民間においては、当然当日のうちに回答しますし、当日回答できない場合はいつまでに回答する趣旨を返信メールにて回答します。書面で残すことが双方においての問題解決です。

一般質問を含めて議員の発言並びに質疑は、公人として議事録に残るものです。 議員という立場で、噂やほんの一部の市民の感情的発言を取り上げ、事実を確認せ ず浅はかな知識で発言並びに質疑をすることは大変危険ではないでしょうか。

永見議員の発言の訂正・修正を HP 上で経緯を含めて掲載するとともに、どのように改善されたのか書面にて必ず回答願います。

なお、発言をそのままにされる(修正・訂正しない)のであれば、永見議員に対して事実誤認並びに名誉棄損で訴訟を検討させていただきます。

【回答】①永見議員の一般質問について

②本日送ったメールについて(R3.3.3 一括して回答)

回答が遅くなりまして大変申し訳ございませんでした。

3月 | 日の永見議員の個人一般質問につきましては、ご指摘のあった部分の発言の取り消しについて、本日 3月 3日の本会議冒頭で永見議員本人から申し出を受け、議会での許可により、3月 | 日の個人一般質問の会議録からは削除いたします。

なお、本日の本会議での発言取り消しの申し出につきましては、3月3日の会議録に掲載します(会議録は市議会ホームページに掲載)。

また、昨日放送されましたケーブルテレビについてはご指摘のあった部分をカットするとともに、市議会 YouTube で配信しています映像につきましても同部分をカットしております。

このたびの経緯につきましては、議長なんでもメールにいただいたご意見とその 回答として、後日市議会ホームページに掲載することとしています。

議員は、市民の負託を受けた公人としての自覚のもと、市民全体の福祉の増進を 目指して活動しなければならず、会議等の場においては不適切な発言や誤解を生じ させる発言があってはならないと考えます。

つきましては、3月 I5 日の議会運営委員会において、改めて議員に周知徹底し、 市民に開かれた信頼される議会に努めてまいります。